

民生委員・児童委員サポート事業

令和7年度 松阪市新規事業(令和7年6月作成)

福祉まるごと相談室が民生委員・児童委員活動をサポートします！

負担や困りごと

(アンケート調査より)

- ① 見守り支援では・・・
 - ・ 見守り拒否者の対応はどうしたら？
 - ・ 何度訪問しても不在、転居かしら？
- ② 相談支援では・・・
 - ・ 支援の方法・範囲がわからない？
 - ・ プライバシーどこまで踏み込んだらよいの？
 - ・ 買い物・通院などの要求にどう対応したら？
 - ・ 金銭・食糧の要求にどう対応したらよいの？
 - ・ 救急車への同乗どう対応？
- ③ つなげる・・・
 - ・ どこへつなげたらよいのかわからない？
- ④ その他・・・
 - ・ 見守り活動に必要な行政情報が欲しい！



サポート内容

「福祉まるごと相談室」は、民生委員・児童委員活動をサポートします。

- ① 民生委員・児童委員活動の困りごとに対応します。
- ② 食糧支援の要求、救急車を要請した場合など、緊急時の対応を行います。
- ③ 見守り活動に必要な個人情報の共有を行います。



お困りごとは福祉まるごと相談室へ



※医療職、福祉職、地域づくり支援職の3職種がサポートします

民生委員・児童委員キャラクター ミンゾー

① 民生委員・児童委員活動の困りごとに対応します。

民生委員・児童委員の日々の活動において、困らないように地域の「福祉まるごと相談室」がしっかりとサポートさせていただきます。

(例えば・・・)

- 訪問した際に明らかに生活に困っており、福祉的支援が必要であるが、どのようなところへ相談すれば良いのか分からない事例
- 対象者自身が訪問を拒否している場合や必要な福祉サービス等を提案しても拒否される場合など支援が進まない事例
- 何度も対象者宅を訪問しているが、不在で会えないため、心配な事例(新聞紙や郵便物が溜まっている状況、近所の方も見たことがないと言っているなど)
- 訪問した際に対象者より、民生委員活動業務以外のことを要求され、困っている事例

他にも困りごとに対して、民生委員・児童委員が一人で悩むことのないように、また支援が進むようにサポートさせていただきますので、地域の「福祉まるごと相談室」にご相談ください。

② 食糧支援の要求、救急車を要請した場合など緊急時の対応を行います。

緊急的な対応を行わなければいけないような事態が発生した場合でも福祉まると相談室にご相談ください。福祉まると相談室では以下の対応をさせていただきますので、ご安心ください。

(事例①) 買い物、通院などに困っている方がいる場合

→福祉まると相談室が行政情報等を収集いたします。どのような状態でお困りなのか、聞き取りや現地訪問をさせていただき、障がい福祉サービスや介護保険サービス、その他福祉的サービスなど、対象者の状態にあった支援につなげていきます。

(事例②) 生活費など経済的な課題で困っている方がいる場合

→預貯金や収入の減少、対象者の金銭管理能力低下などどのようなところに課題があるのか、聞き取りや現地訪問等で把握して、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度など、必要な支援につなげていきます。

(事例③) 食糧がなくて困っている方がいる場合

→松阪市社会福祉協議会と連携し、福祉まると相談室では食糧支援ができる体制を構築し、対象者に食糧を届けさせていただきます。以降は(事例②)と同様の対応支援を行います。

(事例④) 状態悪化により、救急要請を行った場合

救急車が到着し、救急隊より発見時の状況説明や親族の緊急連絡先等が求められることとなりますが、可能な範囲でお答えください。また救急車への同乗、同行はお断りしてください。
→親族等の緊急連絡先に連絡を入れていただき、その後の対応を依頼してください。

緊急連絡者がいない方や連絡してもつながらない場合は、福祉まると相談室にご連絡ください。以降の対応は福祉まると相談室が行います。

参考) 説明資料② フローチャート

③ 見守り活動に必要な個人情報の共有を行います。

民生委員・児童委員が、把握しておいた方が活動しやすい情報は可能な限り、共有させていただきます。見守り活動に必要な、転出・転居・死亡に関する情報や施設入所情報は、健康福祉総務課より定期的に情報提供をさせていただいておりますが、それ以外の対象者の福祉サービス情報などについては、必要に応じて福祉まると相談室にご連絡を入れていただければ、福祉まると相談室が情報収集をさせていただき、必要な情報をお届けさせていただきます。また、これらをきっかけとして福祉まると相談室が、対象者の見守り活動をともに検討させていただけると考えています。

民生委員に対する個人情報提供に関する考え方 (消費者庁:平成27年個人情報保護法に関する資料より)

個人情報保護法第23条第1項第4号では、個人情報取扱事業者は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人に同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できるとされていることから・・・

- ① 民生委員は、福祉事務所の協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員へ、その職務の遂行に必用な個人データの提供は可能。
- ② 民生委員は、民生委員法(第15条)において、守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。

松阪市の取り扱い方針(まとめ)

民生委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものであり、民生委員活動の円滑な実施のためには、適切な個人情報の提供が必要であることを踏まえ、行政が保有する要支援者の個人情報や福祉サービスの利用情報は、特別の事情がない限り、本人同意無しで提供できるものとする。

平日(日中)のサポートについては、民生委員・児童委員の活動エリアを担当地区とする福祉まると相談室が対応させていただき、未設置のエリアに関しては、松阪市健康福祉総務課が対応させていただきますが、土日・祝日(日中)の民生委員活動においては、

「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター※」がサポートさせていただきます。

※川井町の子ども支援研究センター内にて阿坂、伊勢寺、鈴の森地区を対象とする福祉まると相談室にて併設します。

土日・祝日対応「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」開設

負担や困りごと

(アンケート調査より)
民生委員・児童委員の活動は、行政機関が稼働している平日だけではない。

- 行政機関が閉庁となる土日は、つながりがなく緊急時などの対応に不安
- つなげるタイミングが翌営業日となることが不安
- 勤務により土日しか活動できないので、サポート体制が欲しい

サポート内容

令和7年8月22日スタート

行政機関が閉庁となる土日、祝日のサポート体制を構築するため、「松阪市民生委員・児童委員 休日サポートセンター」を設置

- ▶ 子ども支援研究センター内設置の「阿坂・伊勢寺・鈴の森 福祉まると相談室」が民生委員・児童委員活動をサポートする機能を併設します。

【職員体制】 5名体制(地域づくり支援職員1名、福祉職2名、医療職2名)
※福祉まると相談室職員が兼務

【業務内容】
民生委員・児童委員活動における困りごと相談や緊急時対応を行う。

※平日は、それぞれの地域を担当する福祉まると相談室がサポートし、**土日・祝日は、全地域を対象**に「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」がサポートさせていただきます。

【業務を閉じる日】 年末年始(12月29日～1月3日)
※ただし、福祉まると相談室として毎週火曜日が定休日

【開設時期】 令和7年8月22日開設



(民生委員・児委員のサポート体制について)

名称	担当地区	平日対応	土日祝対応
1 鎌田 福祉まると相談室	第四・港・松ヶ崎 →	○	—
2 松尾・大河内・宇気郷 福祉まると相談室	松尾・大河内・宇気郷 →	○	—
3 中央・幸 福祉まると相談室	中央・幸 →	○	—
4 神戸・徳和 福祉まると相談室	神戸・徳和 →	○	—
5 花岡 福祉まると相談室	花岡 →	○	—
6 東部 福祉まると相談室	東部 ※ →	○	—
7 嬉野 福祉まると相談室	嬉野 →	○	—
8 三雲 福祉まると相談室	三雲 →	○	—
9 飯南 福祉まると相談室	飯南 →	○	—
10 飯高 福祉まると相談室	飯高 →	○	—
11 阿坂・伊勢寺・鈴の森 福祉まると相談室 松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター	阿坂・伊勢寺・鈴の森 →	○ (火)定休	全域○
12 南部 福祉まると相談室	射和・茅広江・大石 →	○	—
13 第二・東 福祉まると相談室	第二・東 →	○	—

※東部:朝見・掬水(櫛田)・漕代・西黒部・東黒部・機殿